

平成28年 8月 3日
日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに関する
平成28年度第1四半期保安検査の結果を受けて

第26回原子力規制委員会において、原子力規制庁より平成28年度第1四半期の保安検査の実施状況が報告され、燃料池水冷却浄化装置警報発報に係る対応不備に関して、「監視」と判定されました。

当機構は、別添のとおり、本事案に対して平成27年11月の警報発報後から、不適合管理の下で是正処置等を行うため関連する設備の状況等も確認しつつ検討を進め、その結果に基づいて本年4月には業務計画書を制定して適正な不適合管理の下で対応を進めてきたものです。

「もんじゅ」では、今般の指摘を含め、原子力規制委員会からの保安措置命令及び保安検査での指摘等に対し、これまで「もんじゅ」改革や根本原因分析に基づく対策等を進め、さらに昨年12月からはオールジャパン体制により、保全計画の体系的な見直しなどの改善活動を加速してきました。

これら保安措置命令等への対応結果については、本日の原子力規制委員会における議論もよく分析した上で、原子力規制委員会に報告する所存です。

燃料池水冷却浄化装置警報発報に係る対応の経緯

平成27年11月19日 使用済燃料を保管している燃料池において不純物の濃度が高くなってきたことを示す警報が発報。担当者は機構が定める手順書に従い、①機構内関係者（担当課長及び連絡責任者）への連絡及び②フィルタの樹脂交換を行うべきところであったが、以下の理由により、手順書に従った連絡及び対応がなされなかった。

- ① の理由：管理値を十分に下回っており上昇傾向が緩慢であったことから（ $3\mu\text{S/cm}$ の管理値に対して $1.2\mu\text{S/cm}$ ）担当者が安全管理上急を要する事案ではないと判断。
- ② の理由：廃樹脂を入れるための固体廃棄物処理設備のタンクについて、事実上運用していたにも関わらず、点検計画の策定を不要とした保全計画（特別な保全計画）において管理する休止中の設備としていたため、担当課長は、速やかな樹脂供給が困難であると判断し、樹脂供給ではなく燃料池の水質を監視することとした。

平成27年12月17日 燃料池水の不純物の濃度が徐々に上昇傾向にあることから、担当課長が所内会議に報告。所長より不純物濃度の減少に向けた業務計画の作成を指示。

平成27年12月下旬～ 水質が管理値を超えないよう燃料池の水面清掃及び電導度の監視強化を継続実施。この間、電導度の上昇はみられない。

平成28年3月～4月 特別な保全計画において管理していた固体廃棄物処理設備を使用できる状態とするための方法及び樹脂未供給で使用していた燃料池水冷却浄化装置への樹脂供給方法を検討。

平成28年4月19日 最終的に手順書に定める樹脂供給作業が実施できない*と判断し、不適合報告書を発行。翌日、現地保安検査官に説明。

*樹脂供給作業を行うためには固体廃棄物処理設備が使用可能な状態にあることが条件。

（平成28年6月 保安検査において上記経緯等を説明）